

回 覧

法律相談会の お知らせ

鹿児島県弁護士会では、当会所属の弁護士を派遣して、各地を巡回して相談を受け付ける「無料法律相談会」を実施いたします。

相続、遺言、借金等の金銭トラブル、交通事故、賃貸借契約、その他法律に関することなどでお困りの方は、一人で悩まず、ぜひこの機会をご利用ください。

【日 時】 1月24日（金） 午後1時から午後4時まで

【場 所】 大崎町中央公民館 第3会議室（1階）

【予約受付】 鹿児島県弁護士会事務局 電話 099-226-3765

【その他】 当日の受付も可能ですが、混雑を避けるため、なるべく事前に上記の予約受付にお電話ください。

※当日の状況でご相談を受け付けられない場合もございます。

参加
無料

一緒に巻こう！

新年の恵方巻

参加者募集

開催日

2/2 (日)

10:00 » 13:00

開催場所

大崎町保健センター

プログラムの内容

01

町内に住んでいる外国人と一緒に旧正月を祝い、恵方巻を作りましょう！

02

恵方巻風外国料理(揚げ春巻き、生春巻き)を味わってみましょう！

03

恵方巻を食べながら、多文化の交流を楽しみましょう！

参加申込

大崎町役場 企画政策課 共生協働係へ直接お電話で申し込みください。

申込締切

2025年1月27日 (月)

お問い合わせ

大崎町役場 企画政策課

☎ 099-476-1111 (221、224)

✉ kyodo@town.kagoshima-osaki.lg.jp



新春

書初め

**外国人が行う 初めての
書初めのお手伝い募集！**
※外国人との交流がメインです。
習字未経験者でも大歓迎です！

**筆に込める
新年の願い！**

大崎町多文化共生事業

【開催日時】

令和7年1月19日(日)

10:30~12:00

【開催場所】

大崎町中央公民館
1階 第3会議室

【参加申込】

大崎町役場 企画政策課
までご連絡ください。

～ 町県民税（住民税）の申告について ～

令和7年1月1日現在、大崎町内に住所のある方は、裏面の日程で町県民税の申告受付を行いますので、令和7年3月15日までに申告してくださいませようお願いいたします。（3月17日は午前中までの受付です。）

※ 町県民税（住民税）は、所得税とは異なり、無収入の方や非課税年金（障害年金、遺族年金など）のみ受給している方など、所得のない方でも全員申告する義務があります。

ただし、無収入の方や非課税年金の受給者は、電話でも受付をしております。

【申告の必要がない方】

- 1 税務署で確定申告をする方
- 2 1社からの給与所得のみで、勤務先で年末調整され、給与支払報告書が町に提出されている方
- 3 収入が公的年金のみで、その金額が98万円以下（65歳以上は148万円以下）の方

※ ただし、医療費控除や扶養控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

※ 町県民税の申告書は、申告会場で印刷しますので発送はいたしません。（農業収入のある方は必ず収支計算書を作成の上、申告会場にご持参ください。）

【申告のときに必要なもの】

- 1 マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証や健康保険証等）
- 2 給与や公的年金等の源泉徴収票
- 3 営業・農業・不動産・土地売買などの収入・支出の詳細がわかるもの（収支計算書を作成してください。）
- 4 令和6年中に支払った国民年金、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、生命保険、地震保険、医療費、寄附金等の領収書又は証明書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の証明書は役場又は野方支所にて発行できます。国民年金保険料の控除証明については、日本年金機構が『はがき』にて送付しています。）
- 5 本人又は扶養される方が障がい者等であることの証明書（障がい者手帳等）
介護保険の要介護認定（要介護1～5の認定）を受けている方の証明（障がい者控除対象者認定書）は、保健福祉課で事前に（即日交付不可）交付を受け、申告会場へご持参ください。
- 6 通帳（確定申告をして、所得税の還付を受けられる方のみ必要）

※ 令和6年度住民税において、新たに非課税等となる世帯への給付金、定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）については課税所得ではありません。

※ 申告は法律（地方税法317条の2）により義務付けられています。申告がなされると、諸官庁、学校、金融機関などで証明（所得証明、納税証明等）が必要な場合に、申請があっても証明することができません。また、国民健康保険税、後期高齢者保険料の所得区分による軽減措置も受けられないのでご注意ください。

申告の日時・会場等は、裏面をご覧ください。

令和6年度 町県民税申告受付日程について（お知らせ）

受付期間：令和7年2月15日から3月17日 受付時間：午前9時から午後3時まで
 （ただし、3月17日は午前中のみの受付です）

- ※平日は、大崎町中央公民館1階の会議室にて毎日申告会場を開設しております。
 該当集落の日程で都合が悪いときは、都合のつく受付期間中にお越しく下さい。
 ※土日は、下記日程の野方改善センター及び菱田改善センターのみ受付しております。
 ※町県民税申告に併せて、簡易な確定申告も受付しておりますが、青色申告の方、
 住宅借入金特別控除適用が初回の方、株式等の取引で譲渡所得や配当所得があ
 った方、居住していた住宅を売却し、特別控除を受ける方などは、e-Taxや大隅
 税務署での確定申告をお願いします。

地区名	申告会場	期 日	該当集落
立小野地区 ・ 野方地区	野方農村 環境改善センター	2月15日（土）	曲 立小野上 立小野下 中谷 福岡 加治木堀 塗木 若松 宮下 岡 岡之下 倉元 東中小路 中小路 西谷 佐土原 横内 角堂 集落未加入者(野方地区)
		2月16日（日）	中村1 中村2 中村3 東水之谷 篠段 池段 下水之谷 中水之谷 上水之谷 籠谷 東川 上別府 馬場下 松之尾 立山 東中組 南中組 桜野 釜ヶ宇都 松ヶ鼻 東中村 中組 野方学校区
持留地区	中央公民館 会議室（1階）	2月20日（木）	黒石 大佐土原 永吉 上持留
		2月21日（金）	中持留 下持留 西持留 下原 岡別府
菱田地区	菱田農村 環境改善センター	2月23日（日）	高尾 正坂 諏訪下 上町 横町 上住 東新町 仲町 西新町 皐月 地応寺 押切 天園 在郷 岡下 宇都口 四塚 ひばりヶ丘
大崎地区	中央公民館 会議室（1階）	2月25日（火）	西迫 町東 町西 文化通 中央通 旭ヶ丘 西神領 飯隈 飯隈上 神領町 天子ヶ丘 上郷 中郷 迫郷 下益丸 シヤルム文化通
		2月26日（水）	堂地 田中 西井俣 平良 小能 高井田 集落未加入者(大崎地区)
		2月27日（木）	仮宿上 仮宿下 上仮宿 丸尾 馬場上 馬場 城内 上三文字 下三文字 西三文字 宮馬場 なのはなタウン
		2月28日（金）	档ヶ山 上谷迫 中谷迫 下谷迫 崎園
		3月3日（月）	牧 宮園 牧ノ内 木入道 船迫 中段 新調堀
中沖地区	中央公民館 会議室（1階）	3月5日（水）	西平良 平良上 中沖西 西四塚
		3月6日（木）	中沖南 赤松 正和
		3月7日（金）	中沖東 中沖中 中沖東上
大丸地区	中央公民館 会議室（1階）	3月10日（月）	梶谷1 梶谷2 梶岡 東干草
		3月11日（火）	西干草 柳別府 下村 鷺塚 上鷺塚 中尾 新地 大丸
		3月12日（水）	山村 浜田 栗ノ峰 後迫 穂園 弁付

※ 自宅からできる電子申告システム「e-Tax（イータックス）」による申告もご利用ください。

【問い合わせ先】 大崎町役場 税務課（町民税係） 電話 476-1111 内線 113・114・115

裏面もご覧ください

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和6年中に農業収入があった方へ ～

“領収書の整理や記帳などの確認と収支計算書の作成をお願いします”

令和6年中に農業収入があった方は、町県民税の申告時に、その収入金額の証明書や必要経費の領収書などの保存や記帳が、整理されている必要があります。農業収支計算書が作成されていない場合、申告は受け付けられませんので、事前に作成していただきますようお願いいたします。

また、収入金額から必要経費を差し引く収支計算におきましては、棚卸計算も必要となりますので確認・準備方よろしくをお願いします。

なお、使った経費が把握できない場合等は、標準的な収支目安による計算をすることになります。

申告時に必要な書類

- 1 牛の販売があれば、「肉用牛売却証明書」を添付してください。「肉用牛売却証明書」が添付されない場合、町県民税・所得税の免税措置を受けることができません。
- 2 各経費については、農業用の台帳を作成していただければ台帳にて確認をします。申告時には、科目別（科目については裏面をご覧ください。）の経費合計をまとめておいてください。台帳を作成していない場合、経費相当分の領収書が必要となります。その際にも領収書は科目別に仕分けした上で、経費合計をまとめておいてください。（無人販売所等での売上も、収入として計上してください）

- 3 租税公課は領収証・振替口座の通帳等を基に算出ください。軽自動車の納税証明については、役場税務課の窓口で発行しています。

※令和5年度から固定資産の納付確認書は発行しておりません。事業の用に供した土地の租税公課はご自身で算出ください。

計算方法：納付書と一緒に送付している課税明細書もしくは、名寄せ帳兼課税台帳から算出
事業に使用した土地・家屋の課税標準額の合計（千円未満切捨）×1.4%

⇒ 租税公課費（百円未満切捨）

- 4 棚卸、減価償却などで欄が不足する方は、様式にあわせて別紙として添付していただいても差し支えありません。
- 5 農協の営農口座取り扱いをされる方は、農協窓口で発行する「購買品取り扱い実績のお知らせ」を経費明細として添付されても差し支えありません。

※ 農業所得金額の算出方法（収支計算）については以下のとおりです。

収入 - { ((経費+期首の棚卸) - 期末の棚卸) - 育成費 } - 専従者控除等

収支計算：実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する方法。

収入：販売金額、家事消費、その他収入等。

経費：収入を得るのにかった経費。

期首の棚卸：前年期末の棚卸資産を繰り越したもの。経費に算入。

期末の棚卸：年末（12月31日）に飼育に要した棚卸資産（子牛や胎子）の年間の経費（種付料や飼料代等）を累積したもの。必要経費を算定するために、経費から減算。

育成費：減価償却資産に振り替える目的で育成するものの費用。

専従者控除等：事業に専従している家族の給与を必要経費として控除すること。

※農産物や農業用品などの毎年同程度の数量を翌年へ繰り越すものは、棚卸を省略しても差し支えありません。

裏面もご覧ください

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和6年中に農業収入があった方へ ～

今回の文書発送で、**農業収支計算書**を送付しております。

収支計算書については、皆様の自書申告となっております。確定申告、町県民税の申告については、**計算済みの農業収支計算書**を添付してください。

※農業収支計算書の主な科目別具体例については以下とおりです。

科目	番号	具体例
雇人費	8	常雇・臨時雇用人などの労賃および賄費
小作・賃借料	9	地主に支払う田畑などの借料，農機具等の借料
減価償却費	10	建物，農機具（10万円以上），車両，母牛などの農業専用部分の償却費
租税公課	イ	固定資産税，自動車税，農協組合費などの農業専用部分の金額 <u>（所得税，町県民税，国保税，国民年金などは必要経費になりません）</u>
種苗費	ロ	種もみ，苗類，種いもなどの購入費用
素畜費	ハ	子牛，子豚，ひななどの取得費，種付け料
肥料費	ニ	肥料の購入費用
飼料費	ホ	飼料の購入費用
農具費	ヘ	取得額が <u>10万円未満</u> または使用可能期間が <u>1年未満</u> の農具の購入費用
農業衛生費	ト	農薬の購入費用や航空防除費など（ <u>つめ切り代，注射代なども含みます</u> ）
諸材料費	チ	ビニール，コンバイン袋，釘，縄，むしろなどの諸材料の購入費用
修繕費	リ	農機具，農用自動車，建物などの修理にかかった費用（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
動力光熱費	ヌ	電気，水道，ガス，重油，ガソリンなどの燃料費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
作業用衣料費	ル	作業衣，地下足袋，軍手などの購入費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
農業共済掛金	ヲ	水稻，果樹，家畜などにかかる共済掛金
荷造運賃手数料	ワ	出荷の際の包装費用，運賃，荷受業者に支払う手数料
雑費	ヅ	農業経営上の費用で，他の経費に当てはまらないもの

※減価償却費の計算方法について

減価償却費の計算は、届出が無い限りは定額法で行います。定額法は毎年同じ金額を償却する方法です。

○平成19年3月31日以前に取得のもの

取得価格 × 90% × 償却率（1 ÷ 耐用年数） × 償却期間（月 / 12月） × 事業専用割合

○平成19年4月1日（法律改正）以降に取得のもの

取得価格 × 償却率（1 ÷ 耐用年数） × 償却期間（月 / 12月） × 事業専用割合

取得時期にかかわらず、未償却残高が1円になるまで償却します。減価償却費の計算は、前年の未償却残高など複雑なため、不明な点や詳細については、下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先 大崎町役場 税務課 町民税係 電話 476-1111（内線 113・114・115）

農業収支計算書（令和 年分）

(住所) 大崎町
(氏名)

科 目	番 号	金 額				
		農 業 分	免 税 分 (牛分)	共 通 分	合 計	
収 入	販 売 金 額	①				
	家 事 消 費	②				
	そ の 他 の 収 入	③				
	小 計	④				
	農 産 物 の 棚 卸 高	期 首	⑤			
		期 末	⑥			
	計 ④ - ⑤ + ⑥	⑦				
経 費	雇 人 費	⑧				
	小 作 料 ・ 賃 借 料	⑨				
	減 価 償 却 費	⑩				
	貸 倒 料	⑪				
	利 子 割 引 料	⑫				
	《その他経費》					
	租 税 公 課	イ				
	種 苗 費	ロ				
	素 畜 費	ハ				
	肥 料 費	ニ				
	飼 料 費	ホ				
	農 具 費	ヘ				
農 薬 衛 生 費	ト					
諸 材 料 費	チ					
修 繕 費	リ					
動 力 光 熱 費	ヌ					
作 業 用 衣 料 費	ル					
農 業 共 済 掛 金	ヲ					
荷 造 運 賃 手 数 料	ワ					
土 地 改 良 費	カ					
水 利 費	ヨ					

経 費	糶 摺 ・ 乾 燥 委 託 料	タ			
	農 作 業 委 託 料	レ			
		ソ			
	雑 費	ツ			
	期 首 棚 卸 (農 産 物 以 外)	ネ			
	小 計 (⑧ ~ ⑮ の 計)	⑬			
	期 末 棚 卸 (農 産 物 以 外)	ナ			
費	育 成 費	ラ			
	経 費 計 ⑬ - ナ - ラ	⑭			
	専 従 者 控 除 前 所 得	⑮			
	⑦ - ⑭				
専 従 者 控 除 額	⑯				
所 得 金 額 ⑮ - ⑯	⑰				

●販売金額等の内訳

農 畜 産 物 の 品 名 等	作 付 面 積 飼 育 頭 羽 数	販 売 金 額	家 事 消 費	期 末 棚 卸
農 産 物	早 期 米	a		
	普 通 米	a		
		a		
		a		
		a		
畜 産 物	頭 羽			
	頭 羽			
	頭 羽			
合 計				

●その他の収入の内訳

名 称	金 額	名 称	金 額

※経費は農業分と牛分をそれぞれ分けて記入してください。共通分とは農業分・牛分両方に必要とされた経費です。

◎減価償却費の計算

償却資産の名称	取得年月	廃棄年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額	償却方法	ハ 耐用 年数	ニ 償却期間	ホ 償 却 費 ロ / ハ×ニ	ヘ 事業専用割合	ト 経費算入額 ホ × ヘ	使用区分
軽トラック	・	・				4	/12				○農 ○免 ○共
普通トラック	・	・				5	/12				○農 ○免 ○共
トラクター	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
コンバイン	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
ハーベスタ	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
バインダー	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
田植機	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
合 計										⑩	

◎販売用牛等の棚卸計算

名 称	取得・生産年月	期首棚卸前年からの繰越額	本年中の素畜費・種付料	本年中の飼料費・衛生 費等投下費用	期末棚卸翌年への繰越額
計					

◎母牛・果樹等の育成費の計算

名 称	取得生産年月日	A 前年からの繰越額	B 本年中の素畜費・ 種付料, 種苗費	C 本年中の飼料肥料 費・農薬衛生費等	D 小 計 (B + C)	E 育成中の果樹等から生じた 収 入 金 額	F 翌 年 へ の 繰 越 額 (A + D - E)
計					⑮		

◎雇用人の内訳

住 所 (自治公民館)	氏 名	日 数	支 給 額		
			現 金	現 物	合 計
計					⑧

保健福祉課からのお知らせ

大崎町子ども計画(仮)に関するご意見募集(パブリックコメント)について

大崎町子ども計画(仮)について、以下のとおりご意見を募集します。

※大崎町子ども計画とは

令和5年4月から「子ども基本法」が施行され、本法に基づき、同年12月に「子ども大綱」が閣議決定しました。

これらを勘案し、こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、各事業の方向性を示す長期的な計画です。

今回の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。

1 計画書閲覧場所

大崎町役場庁舎1階ロビー(情報公開コーナー)及び野方支所、
又は大崎町ホームページ(<http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/>)

2 募集期間

令和7年1月中旬から令和7年2月20日(木)まで

3 提出資料

指定の様式が上記計画書閲覧場所に準備してあります。本町ホームページからもダウンロードできます。

4 提出方法

上記書類に必要事項をご記入の上、大崎町役場保健福祉課 こども家庭係宛に郵送 FAX、
電子メールまたは直接持参にてご提出ください。

【問合せ先】

大崎町役場 保健福祉課 こども家庭係
TEL 099-476-1111 (内線 138)
FAX 099-476-3979
電子メール: zido@town.kagoshima-osaki.lg.jp

必ず裏面もご覧ください。

保健福祉課からのお知らせ

大崎町自殺対策計画(仮)に関するご意見募集(パブリックコメント)について

大崎町自殺対策計画(仮)について、以下のとおりご意見を募集します。

※大崎町自殺対策計画とは

平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市区町村は、国の自殺総合対策大綱や県計画に即して、自殺対策計画を策定するものとされました。自殺統計が取られ始めた平成21年以降、本町における自殺死亡率は、ほとんどの年で高い状態が続いており、極めて憂慮すべき状況となっております。このような状況を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない大崎町をめざして」を基本理念にした計画です。

今回の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。

1 計画書閲覧場所

大崎町役場庁舎1階ロビー(情報公開コーナー)及び野方支所、
又は大崎町ホームページ(<http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/>)

2 募集期間

令和7年1月中旬から令和7年2月20日(木)まで

3 提出資料

指定の様式が上記計画書閲覧場所に準備してあります。本町ホームページからもダウンロードできます。

4 提出方法

上記書類に必要事項をご記入の上、大崎町役場保健福祉課 障害福祉係宛に郵送、FAX、電子メールまたは直接持参にてご提出ください。

【問合せ先】

大崎町役場 保健福祉課 障害福祉係

TEL 099-476-1111 (内線 141)

FAX 099-476-3979

電子メール:hukushi@town.kagoshima-osaki.lg.jp

必ず裏面もご覧ください。

精神障がい者を抱える家族のつどい

語りもんそ！聞きもんそ！
～精神障がいのあれこれ～

ご家族のメンタルヘルスの問題について悩んでいませんか？

参加費
無料

[日時] ▶▶ 令和7年2月21日(金)14時～16時
(受付13時30分～)

[場所] ▶▶ 大隅地域振興局別館2階大会議室
(鹿屋市打馬2丁目16-6)

[ゲスト] ▶▶ そお地区障がい者等基幹相談支援センター
宮内主任相談支援専門員
ピアサポーター数名

障がいや病気の経験を生かして、同じ境遇にある人をサポートする「ピアサポーター」による体験談発表や座談会を行います。ピアサポーターを交えて、精神障がい者を抱えるご家族同士で、これまでの経験や思いを自由に語り合いませんか？聞くだけの参加もできます。

【昨年度、参加されたご家族の感想】

- ピアサポーターや他のご家族の話を聞いたり、わたしの話を聞いてもらったりして、気持ち的にも良かった。
- 体験したことを話してくださるのが一番のような気がした。

電話またはQRコードからお申し込みください。



申込期限: 2月10日(月)まで

お問合せ

窓口 志布志保健所 保健係(担当: 増田)

TEL 099-472-1021 (平日8:30～17:15)

裏面もご覧ください

大崎町にお住いの皆さまへ

大崎町のふくしについて 考えてみませんか

大崎町社会福祉協議会では、大崎町にお住まいの一人ひとりがこころ豊かに安心して暮らせて行けるために、今できることは何か“こんなことができたらいいな”と思うことを、一緒に語り合い、そして小さなことから少しずつ、一緒に活動できるきっかけになればと考えています。

そこで、下記のとおり『大崎町のふくしを考える会』を開催したいと考えておりますので、関心のある方はぜひご参加いただき、大崎町の人を想って、そして大崎町で暮らす自分自身のため、たくさんのご意見をいただきたいと思います。

記

日時 令和7年2月9日(日) 午前10時～12時

場所 大崎町老人福祉センター

参加を希望される方は、社会福祉協議会にご連絡ください。

電話 476-3663

メール osaki-shakyo@athena.ocn.ne.jp

2月5日(水)までにご連絡ください。



電子メール



お問合せ先 大崎町社会福祉協議会
電話 476-3663